

4月15日「四條畷国保相談会」に11人の市民からの相談寄せられる～国保料どころか暮らしそのものが成り立っていない実態が多数。4月19日四條畷市交渉に多数ご参加を!!

4月15日（日）終日、大東四條畷保健生協訪問介護ステーションつくしんぼにおいて「四條畷国保相談会」を実施しました。

相談員は地元だけでなく北河内ブロック、大商連、大生連、保険医協会、大阪社保協、そして弁護士チームからのべ54人が参加しました。ご参加いただいた相談員のみなさん、本当にご苦労様でした。

9時半には2人の市民の方が赤い「案内チラシ」を握りしめて会場に訪れ、相談会は30分前倒ししてスタートしました。

2台の特設電話も設置しましたが、電話は殆ど鳴ることがなく、直接相談会場に市民が訪れ、何人も相談員と一緒にいろいろな支援方法を考えあうという相談会となりました。

相談件数は11件でしたが、5万7千人口の四條畷市での11件は、260万人口の大阪市にあてはめれば約500件、800万人口の大阪府にあてはめれば1540件にもなりますから、大変多いと言えるでしょう。

相談内容

a) 女性 68歳

- ・収入は遺族年金月6.5万円と他に収入9万円の15万5千円。家賃が4万円。
- ・長男は名古屋在住。働いているが給料がきちんと支払われていない状況。
- ・2011年7月末、次男（34歳）大腸がん手術。その時の医療費（入院費）を毎月2万円ずつ支払っている。
- ・国保は●●年8月～●●年1月まで6ヶ月分滞納、それ以降毎月7000円ずつ支払っている。
- ・信用金庫から生活費を60万円借り、毎月15000円支払っている。
→生活そのものになりたっていないので国保料滞納分を支払える状況にはない。役所に同行し生活保護につなぐ必要有。

b) 男性 65歳

- ・妻と娘と3人暮らし。娘は会社員で社保にはいっている。
- ・年収は年金とアルバイトで300万円ほどあるので娘の扶養家族にはなれない。
- ・2009年5月に定年退職。医療保険は任意継続であったが、滞納したためすぐに脱退させられ、それ以降職に就こうと仕事を探したが果たせず無保険のまま。
- ・市役所に相談したことがあるが、その時「2年さかのぼって保険料を払ってもらわないと保険証は出せない」と言われたのであきらめた。
- ・現在は無保険なので、歯医者などにかかっているが全額自己負担で年間10万円程かかるし、これから心配なので保険証がほしい。
→市役所に行き、国保加入手続きをすれば1年間の通常証はもらえる（給付と収納は別）。保険料については、65歳なので「高齢者減免」、生活困窮があるならその旨を申し出て減免をしてもらうこと。

c) 女性

- ・現在、会社と係争中。3月4月と受診をしたが、遡って1月31日に社保離脱（会社を退職と扱いとなったため）。

- ・ 本来であれば社保離脱以降 14 日以内に国保加入となるが、遑っての退職となったため結果として国保加入は出来ていない。
- ・ この場合の医療費 7 割負担分の取り扱いと、会社都合による退職での減免の取扱いはどうなるのか。
→四條畷市に問い合わせをして知らせる。

d)男性 78 歳

- ・ 自身は後期高齢者医療
- ・ 妻（67 歳）が国保。妻の収入は年金月 5 万 5 千円。
- ・ 妻の国保料 4150 円／月が高くてしんどい。国保相談会チラシの裏面（減免制度）をみた。もう少し安くないか。
→高齢者減免がつかえるのではないか。市役所に減免が出来ないか確認し連絡する。

e)女性 58 歳

- ・ 夫が 2 年前に自殺。建設国保加入だった。（当時の職業は??）
- ・ 妻はその後国保加入。22 年度・23 年度分の滞納が約 13 万円。市に相談して分割納付をするということにしたがまだ納付書が届いていない。ただ、今の状況では払えない。24 年分もスタートするし、どうしたらいいのか・・・。
- ・ パートのダブルワークで月収 10 万円程度、家賃が 5 万円弱。市役所に一人でいくのは不安、とのこと。
→生活保護申請も視野にいれる必要あり。市役所が怖いという気持ちがあるので、同行が必要

f)男性

- ・ 国保料の滞納が 40 万円程度。月 2 万円を分納していたが、払えない月もある。
- ・ 徴収対策課に相談に行ったが「払えないなら保険証取り上げますよ」と言われ対応が悪かった。「取り上げるなら取り上げてくれ」と言い帰ってきたが、後日よくよく考え、また支払っていくこととした。

→当日、収納相談に行くことになっているということ。今回は、離婚をするという事なので、とにかく、2 万円分の分納一回分の納付書を出してもらい、離婚が成立してから、保育料関係や、児童扶養手当関係など、できるだけ利用出来る制度を探して、整えてから納付相談もう一度することに。

→再度の相談には、同行する。

g)男性 73 歳

- ・ 2011 年 6 月まで生活保護受給。生活保護基準を超えたということで「辞退届」書かされた。しかし、5 月と 6 月とでは収入はなんら変わっていない。
- ・ 年金は夫婦で月 15 万円。
- ・ 孫（小学校 5 年生）を育てている。
- ・ 2011 年 12 月に妻が緊急搬送。3 割負担で医療費、薬代がかかった。高額医療費申請もしたが、払い切れず病院に月 2 万円を支払っているがしんどい。
- ・ 四條畷市から社協の総合支援貸付をかりたらどうかとされているが・・・。
- ・ 借家だが次男の家で家賃は要らないが、リフォームをした際に大阪ガスの 100 万円のリフォームローンを組み月 2 万 2 千円払っているが残金 70 万円くらいある。
- ・ 15 万円の年金収入で、国保料、2 人の介護保険料、医療費、妻の介護保険利用料。さらに毎月病院への入院時の支払い 2 万円＋リフォームローン 2.2 万円があり、生活が成り立っていない。
→生保基準を超えたということも根拠不明。同行して再度生活保護課と話をする必要あり。

h)女性 37 歳

- ・ 家族は夫と子 2 人。夫は有限会社で働いているが社保でなく国保。
- ・ 過年度滞納分約 100 万円があり、昨年 10 月に役所に相談したら「このままではたまっていく一方で、ちゃんと払ってもらわないと困る。頑張ってもらわないと」と迫られ、やむなく毎月滞納分 5000 円と 23 年度分 45000 円の計 50000 円を毎月払っていった。

- ・ 手取りは42万円あるが、毎月住宅ローン7.8万円返済と借金返済2万円もあり苦しい。保険料をなんとかしたい。
- 所得が一定あるので保険料そのものを減免するのは難しい。(住宅ローン減免をしているかどうかは??)
- 確定申告をしていないので、社会保険料控除がされていないので、5年分の修正申告をすれば住民税がかなり還付されるのではないかと。市役所の市税課で修正申告を。

i) 女性

- ・ 夫は自営業
- ・ H19-23分の国保料滞納が663,560円+延滞金239,700円=904,610円。ただし、H22年度分のみ完納。H23年度分国保料は176,760円。
- ・ 所得はH21年度91万円、H22.23は不明だが、ほぼ同じくらい。
- ・ 固定資産税も滞納。
- ・ 2011.8.31に分納誓約をしたが、払えたのは9.10.11月分のみ。1月2月はあまり売り上げが無く、払えない。
- ・ 今後、滞納分や24年度の国保料を支払える見込みがない。
- 「専従者控除」を取っていない。今後、借入をする予定もないので、専従者控除を取り修正申告をするよう助言。また、遡り申請が出来るかどうか、門真税務署で確認を。

相談からわかること

- ◆相談者殆どが「国保料」を滞納し、また分納誓約などを行っているが、生活そのものが成り立っていない。a) e) のケースは生活保護につなぐべきケースであるし、g) については生活が成り立っていないのに生活保護の辞退届をださせている。
- ◆市役所で一度は相談しているが、どのように収納するかは相談はしても、暮らしそのものの相談は全く出来ていない。
- ◆b) のケースのように「2年分の保険料を払わないと保険証を渡せない」と言ったり、f) のケースのように「滞納分を払わないと保険証を取り上げる」などと相談者に言っており、e) のケースのように「市役所に行くのが怖い」と市民に言わしめている。
- ◆四條畷市の国保料条例減免制度は大変内容が良いにも関わらず、b) d) のケースでは「条例減免制度」を全く知らなかった(市が教えていないため)。

四條畷市の国保料条例減免制度

- ① 震災・風水害・火災等災害・・・全壊免除、半壊9割減額、その他7割減額
- ② 失業、事業休廃止・・・3ヶ月未満4割減、3ヶ月以上8割減
所得減少(20%以上)・・・応能割を減少率と同率で減額 ⑧号併用は10%加算、最高80%まで
- ③ 障害者 算定額を所得と重度かどうかで減額。
- ④ 疾病・怪我・・・応能割70%減額
- ⑤ 扶養家族4人以上・・・応益割20%減額
- ⑥ 高齢者(65歳以上)・母(父)子・寡婦(夫)
・・・算定額減額。基準額×1.2は30%、×1.5は20%減額
- ⑦ 旧被扶養者(65歳以上)・・・所得割額全額、均等割額半額、世帯割額半額
- ⑧ 特別な理由(1.借入金返済・2.生活困窮・3.その他)
・・・生活費や家賃や借入金返済額を前年総所得より控除した生活費残額が扶助基準額より低い場合、支出率(支出予定額/前年総所得×100)分と同率を応能割から減額。
家賃・住宅ローン減額の場合は支出予定額に限度あり。

